

大阪保健福祉専門学校（医療専門課程）

履 修 規 程（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人 大阪滋慶学園 大阪保健福祉専門学校学則（以下、「学則」という。）第 23 条、第 24 条及び第 25 条に基づき、医療専門課程（以下「本課程」という。）における授業科目の履修、成績評価の方法等について定めるものとする。

（履修方法）

第 2 条 授業科目並びに授業時間数は学則別表 1 のとおりとし、本課程の学生は全ての科目を履修し、単位を修得しなければならない。

（卒業に必要な単位数）

第 3 条 看護学科では、卒業要件に必要な 101 単位を取得した者に対し、卒業・課程修了判定会議の議を経て卒業を認定する。

第2章 履修申請

（履修許可）

第 4 条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請書により学校長に申請し、許可を得なければならない。

（履修申請）

第 5 条 履修申請書は、毎年学校長が定める期間に提出しなければならない。

2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請書を提出しない者は、履修を許可しない。

3 既に合格または単位認定を受けた授業科目を再度履修することはできない。

（実習科目履修の倫理的配慮）

第 6 条 各看護学実習を履修する際の倫理的配慮に関しては、「臨地における倫理的配慮に関する規程（医療専門課程）」に定める。

（看護実習科目の履修要件）

第 7 条 各看護学実習を履修するためには、原則として以下の科目先修条件を満たしていなければならない。

実習科目	履修のために必要な単位 修得
老年看護学実習 I 小児看護学実習 母性看護学実習 成人看護学実習 I 老年看護学実習 II	基礎看護学実習 I、基礎看護学実習 II の単位を修得していること
成人看護学実習 I II III 小児看護学実習 母性看護学実習 老年看護学実習 II 精神看護学実習 在宅看護論実習 統合実習	2 年次までのすべての看護学実習科目を修得していること。

第3章 成績評価および単位認定

（成績評価等）

第 8 条 成績の評価は学則第 23 条に定めるところにより、試験のほか、学業の状況を勘案して行う。

2 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表し、その評価基準は次のとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべて可の表記とする。

優：80 点以上

良：70 点以上 80 点未満

可：60 点以上 70 点未満

不可：60 点未満

入学前の単位を認定された場合は、評価欄には「認」と表記する。

3 複数の教員又は講師が担当する科目について

は、一つの試験で成績を評価する。その配点比率は担当する授業時間の割合による。

4 本課程では海外の大学等に留学する場合など、必要に応じてGPA制度による評価を行う。

GPAは1単位あたりの平均値を意味し、その算出方法は以下の通りである。

- (1) 第2項の評語を以って表した評価を5段階評価(A, B, C, D, F)に置き換え、その評価を4から0までの点数(GP:Grade Point)に置き換える。
- (2) 置き換えた点数(GP:Grade Point)に履修した科目の各単位数を掛け合わせ、その掛けた数の総和(GPT:Grade Point Total)を履修科目の各単位数の合計で割る。

4段階評価	
評点	評語
80点以上	優
80点未満70点以上	良
70点未満60点以上	可
60点未満	不可

↓ 置き換え

5段階評価		
評点	評語	GP (Grade Point)
90点以上	A	4
90点未満80点以上	B	3
80点未満70点以上	C	2
70点未満60点以上	D	1
60点未満	F	0

(単位認定)

第9条 科目に対する単位を修得するためには、次に掲げるすべての条件を満たしていなければならない。

- (1) 履修登録が正規に行なわれていること
- (2) 試験結果が可以上であること。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 学則の第18条により、学生本人からの申請に基づき、履修認定会議にて入学前の修得単位の認定の可否を審議する。

- 2 履修認定会議に関する事項は「会議規程(医療専門課程)」に定める。
- 3 単位が認定された者について、学校長が「単位認定書」を交付する。
- 4 「単位認定書」に記載した科目は、成績証明書並びに学籍簿では「認」と表示される。

第4章 試験

(試験)

第11条 試験は履修許可を得た科目についてのみ受けることができる。

- 2 試験は原則、各科目終了時に実施する。
- 3 試験の方法は、筆記、口頭および実技とする。

(追試験)

第12条 追試験は、定期試験の受験資格を有するものが、疾病その他の正当な事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ欠席届および事由証明書(診断書、第三者証明書)等を提出し学校長から正当な理由として認められた者に対し行う。

- 2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、翌登校日に試験願(様式第12号)を提出しなければならない。
- 3 追試験の成績は素点の80%を評価点とする。

(再試験)

第13条 定期試験において、試験成績が不合格(60点未満)の科目については再試験を受けることができる。

- 2 前項の規定により再試験を受けようとする者は、本人に成績を通告した日から原則として2日以内に再試験願(様式第12号)を提出しなければならない。
- 3 再試験は一回限りとする。再試験においても60点未満の場合はその科目の単位は認定されない。

- 4 再試験の成績は、素点が60点を超えても評価点は60点とする。

(追臨地実習)

- 第14条 病気その他の正当な理由により、臨地実習を3分の1以上欠席した時は、その届出がある場合に限り、追臨地実習を行うことができる。
- 2 追臨地実習を希望する者は、欠席後最初に登校した日から原則として2日以内に追実習願(様式12号)を提出しなければならない。
- 3 追臨地実習は原則として季節休業期間中(春・夏のみ)に行い、各休暇1科目とする。

(再臨地実習)

- 第15条 実習評価が60点に達しない場合は、履修認定委員会の議を経て、その必要性が認められた場合に限り、一回にかぎり再臨地実習を行うことができる。
- 2 前項の規定により再臨地実習を受けようとする者は、本人に成績を通告した日から原則として2日以内に再臨地実習願(様式12号)を提出しなければならない。
- 3 再臨地実習の成績は合格点に達した場合は素点によらず、すべて60点とする。
- 4 再臨地実習は原則として季節休業期間中(春・夏のみ)に行い、各休暇1科目とする。

(試験時の不正行為)

- 第16条 受験中不正行為をした者は、当該学期の履修全科目を無効とし、さらに学則により停学、または退学処分とされることがある。
- (1) 不正行為が単純であると認められる場合には、訓告に処し、原則としてその年度の当該授業科目を無効とする。
- (2) 不正行為が悪質であると認められた場合には停学処分とし、当該年度の全科目を無効とする。
- (3) 不正行為が二度に及んだ場合には、学則第28条に該当するものとみなし、懲戒する。

第5章 履修認定委員会

(履修認定委員会の設置)

- 第17条 各授業科目の試験結果の公平性、信頼性、妥当性を検討するために履修認定委員会を設ける。
- 2 履修認定委員会に関する事項は、「会議規程(医療専門課程)」に定める。

附 則

この規程は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

大阪保健福祉専門学校 教育・社会福祉専門課程
履修規程（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学校法人大阪滋慶学園大阪保健福祉専門学校学則（以下「学則」という）第23、24、25条に基づき、教育・社会福祉専門課程の成績評価及び試験に関する事項を定める。

（履修科目）

第2条 授業科目は、学科の定めるところにより履修しなければならない。

第2章 成績評価、進級の認定

（成績評価等）

第3条 成績の評価は学則第23条に定めるところにより、試験のほか、学業状況を勘案して行い、所定の授業時間数の3分の1以上欠席している者は、その科目について評価を受けることができない。

2 成績は試験の結果、平素の学習状況、出席状況等を総合し、優・良・可・不可の評語をもって表し、その評価基準は次のとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべて可の表記とする。

優：80点以上

良：70点以上 80点未満

可：60点以上 70点未満

不可：60点未満

入学前の単位を認定された場合は、評価欄には「認」と表記する。

3 試験は原則、各科目終了時毎に行い、算術平均を以って科目の評価とする。従って、通年科目については2期以上にわたる科目であるが、評価は科目終了時となる。なお、算術平均の小數位

は四捨五入する。

4 実習の評価は原則として、実習施設側と学校側の総合評価とする。

(1) 実習施設側は、実習態度や技術、コミュニケーション能力、観察力等でそれぞれ評価し、最終評価を行う。

(2) 学校側は、担任並びに巡回担当教員からの意見を参考に、その評価の公平性や妥当性を確認し、第2項の区分に基づき評価を行う。

5 本課程では海外の大学等に留学する場合など、必要に応じてGPA制度による評価を行う。

GPAは1単位あたりの平均値を意味し、その算出方法は以下の通りである。

(1) 第2項の評語を以って表した評価を5段階評価(A, B, C, D, F)に置き換え、その評価を4から0までの点数(GP:Grade Point)に置き換える。

(2) 置き換えた点数(GP:Grade Point)に履修した科目の各単位数を掛け合わせ、その掛けた数の総和(GPT:Grade Point Total)を履修科目の各単位数の合計で割る。

4段階評価	
評点	評語
80点以上	優
80点未満 70点以上	良
70点未満 60点以上	可
60点未満	不可

↓ 置き換え

5段階評価		
評点	評語	GP (Grade Point)
90点以上	A	4
90点未満 80点以上	B	3
80点未満 70点以上	C	2
70点未満 60点以上	D	1
60点未満	F	0

(原級留置)

第 4 条 前項の規定により、当該年度の所定の科目を履修できなかった者は、退学の場合を除き、その学年に留まらなければならない。原級留置の学生は当該学年の未履修科目を再び次年度に履修しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第 5 条 学則の第 18 条により、学生本人からの申請に基づき、履修認定会議にて入学前の修得単位の認定の可否を審議する。

- 2 履修認定会議に関する事項は「会議規程（医療専門課程）」に定める。
- 3 単位が認定された者について、学校長が「単位認定書」を交付する。
- 4 「単位認定書」に記載した科目は、成績証明書並びに学籍簿では「認」と表示される。

(進級の認定)

第 6 条 進級の認定は、当該学年において次に掲げる全ての条件を満たした者について、履修認定会議の議を経て、学校長が行う。

- (1) 欠席が授業日数の 3 分の 1 未満であること。
- (2) 履修すべき全科目の学科試験の結果または実習の成績評価が可上
ただし、未履修科目が 3 科目以内の場合は、仮進級を認めることがある。

第 3 章 試 験

(本試験)

第 7 条 本試験は原則、各科目終了時に実施する。その他、臨時の試験は必要により行うことがある。

- 2 本試験を受験できる者は、欠課が授業時間数の 3 分の 1 未満の者とする。
 - (1) 遅刻、早退は 3 回を以って 1 回の欠課とする。

- (2) 忌引や公欠は出席扱いとするが、必ず「願」を提出し、許可を得なければならない。緊急の場合は電話連絡でも可とするが、願い出のない者は欠席とする。なお、如何に忌引、公欠の為といえども、当該科目の全授業時間数の 2 分の 1 を出席しなければ、受験資格はない。

- (3) 試験の方法は、筆記試験は勿論、レポート提出や実技試験を含む。間違っ受験資格がない者が受験した場合は無効である。

- (4) レポートについては、定められた提出期限を提出者も受理者も厳格に守り、その期限を経過したものは受理しない。なお、提出先については別途定める。

(本試験の実施)

第 8 条 前条の試験は、以下のように実施する。

- (1) 試験開始後 20 分以上遅刻した者は受験資格がない。以後の入室を禁じる。
- (2) 試験開始後 30 分を経過しないと退室できない。また、試験終了 5 分前以降は退室できない。
- (3) 不正行為に関しては厳重に処罰する。
- (4) 指定のない限り、机上には筆記用具、消しゴム、定規以外の物を置かない。
- (5) 机の中には本、ノート、その他のものを一切入れない。荷物は鞆に入れて足元に置くこと。
- (6) 試験中の消しゴムなどの文具の貸借は一切禁じる。
- (7) 試験終了後も許可のない限り、教室への入室を禁じる。
- (8) 途中退室者は必ず他の学生の邪魔にならない指定の場所へ行くこと。

- (9) 席順は特定の指定がない限り、黒板に向かって左端から出席番号順に着席すること。

(不正行為)

- 第 9 条 受験中に不正行為をした者は、当該学期の履修全科目を無効とし、さらに学則により懲戒処分を受けることがある。
- 2 不正行為とは、以下のような公正を乱す一切の行為を指す。
- (1) 持込禁止のテキストやノートを見る。
- (2) カンニングペーパーの所持及び机に薄く書いたり、筆箱や下敷きに書いておく等。
- (3) 他人に聞こえるような発言をする等。
- (4) 受験の良識に従わない行為等。
- 3 第 2 項の認定については試験監督者が行い、レポートについては担当教員及び講師が行う。
- 4 不正行為のあった場合は履修認定委員会の審議を経て、学校長がその処分を決定し、本人に通告する。

(追試験)

- 第 10 条 追試験は、本試験の受験資格を有する者が忌引や疾病、その他の正当な事由により、本試験を受験できないときに、予め欠席届及び事由証明書(診断書、第三者証明書)等を提出し、学校長から正当な理由として認められた者に対して行う。
- 2 追試験を受ける者は追試験願(学生様式第 12 号)を試験開始までに提出しなければならない。提出なき場合は追試験を受けることができない。
- 3 忌引や疾病、その他の正当な事由により、追試験を欠席した者に限り、再度、追試験を実施する。
- 4 追試験がレポートによる場合、定められた期限までに提出しなかった場合は試験放棄とみなす。

(再試験)

- 第 11 条 本試験又は追試験において、試験成績が不合格(60 点未満)の科目については再試験を受けることができる。
- 2 ここでいう試験成績とは、試験の点数、平素の学習状況、出席状況等を総合した学習評価を指す。
- 3 再試験においても筆記試験、レポート提出、実技試験等があることは本試験と同様である。
- 4 再試験の成績は、素点が 60 点を超えても成績評価は可(60 点)とする。
- 5 忌引や疾病、その他の正当な事由により、再試験を欠席した者に限り、再度、再試験を実施する。
- 6 再試験を受けようとする者は、再試験願(学生様式第 12 号)に再試料 1,000 円を添えて提出し、学校長の許可を得なければならない。

(追実習)

- 第 12 条 病気その他の正当な理由により、臨地実習を 5 分の 1 以上欠席した時は、その届出がある場合に限り、追実習を行うことができる。
- 2 追実習を希望する者は、欠席後最初に登校した日から原則として 2 日以内に追実習願(様式 12 号)を提出しなければならない。
- 3 追実習は原則として季節休業期間中(春・夏のみ)に行い、各休暇 1 科目とする。

(再実習)

- 第 13 条 実習評価が 60 点に達しない場合は、履修認定委員会の議を経て、その必要性が認められた場合に限り、一回にかぎり再実習を行うことができる。
- 2 前項の規定により再実習を受けようとする者は、本人に成績を通告した日から原則として 2 日以内に再実習

願（様式 12 号）を提出しなければなら
ない。

3 再実習の成績は合格点に達した場
合は素点によらず、すべて 60 点とす
る。

4 再実習は原則として季節休業期間
中（春・夏のみ）に行い、各休暇 1 科
目とする。

附 則

この規程は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。